

《放課後等デイサービスをご利用の皆様へ》

名古屋市子ども青少年局子ども福祉課

放課後等デイサービス利用申請時に、区役所、区役所支所及び保健センターで実施いたしましたご利用者様の状態像の判定について、国の告示等と異なった判定方法を指示したため、平成30年10月31日以降の判定方法が誤っていたことが発覚しました。お知らせいたしますとともに、深くお詫び申し上げます。

ご利用者様の状態像については、区分1の対象児童か否かで2つに分けられており、障害の程度が重いなど、指標に該当する方は、お持ちの通所受給者証の特記事項欄に「区分1対象児」と表記されています。

このたび、判定方法の誤りにより、身体1・2級、または愛護1・2度、または精神1・2級の重度の障害等級の児童の中で「区分1対象児」と判定される児童が、誤って対象とされていない可能性があります。

現在、指標判定に誤りの可能性があるすべての児童1,082人を対象に再判定を実施しております。区役所等で支給決定の際にすでに保護者の方から聞き取っている情報により判定を行いますので、区役所等にお越しいただく必要はありません。

放課後等デイサービスの「区分1対象児」へ変更になるご利用者様には、新しい通所受給者証を郵送にて送付させていただきます。新しい受給者証につきましては、お手数おかけし大変恐縮ですが、ご利用の事業者へ提示をお願いいたします。

なお、この区分の再判定により、ご利用の事業所の報酬の単価が遡って高くなる可能性があります。報酬単価の上がる事業所のご利用者様は、負担額の差額が発生する可能性があります。その場合は、市から別途ご案内をする予定です。この度は、多大なご迷惑をおかけし、大変申し訳ございません。

ご不明な点がございましたら、受給者証に記載の「問い合わせ先」または、子ども福祉課（電話972-2520）へおたずねください。